

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター賛助会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター定款第5条の2に規定する、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（以下「本センター」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本センターの目的、事業に賛同する企業・団体及び個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

2 理事長は、賛助会員の入会を承認した時は、別紙1「賛助会員証」を交付するものとする。

(理事会への報告)

第3条 理事長は、新たに賛助会員となった者について、承認した理由等を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別紙2「賛助会員入会申込書（個人用）」又は別紙3「賛助会員入会申込書（企業・団体用）」に企業・団体等の概要等を記載した資料を添えて（個人を除く。）提出しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員になろうとする者は、入会時に希望する口数に応じた会費を納入するとともに、以後毎年、会費を納入しなければならない。

2 会費は、個人が1口3,000円、企業・団体が1口5,000円とし、希望する口数を乗じて得られる額とする。

(会費の使途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(自然退会)

第7条 賛助会員が正当な理由なく会費を2年分以上滞納したときは、自然退会とする。

(任意退会)

第8条 賛助会員は、いつでも別紙4「賛助会員退会届」を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納した会費については、これを返納しない。次条において同じ。

(入会不承認及び会員除名等)

第9条 理事長は、次の事由があるときは、賛助会員となることの申し出を拒み、又は退会を求め、若しくは退会の了承が得られない場合は、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 本センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 違法行為又は著しく道義の悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。

2 前項により賛助会員を除名する場合は、その審議される理事会において、当該賛助会員に弁明の機会をあたえなければならない。

(賛助会員証等の返納)

第10条 賛助会員は、退会又は除名となった場合には、「賛助会員之証」を本センターに返納しなければならない。

(情報公開)

第11条 賛助会員の承諾を得た場合には、本センターのホームページ等に氏名、名称等を掲載し、公表することができる。

2 賛助会員の公表については、別紙2「賛助会員入会申込書」下段に記載の「(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンターホームページ等への掲載承諾の是非」により、承諾を得なければならない。

3 入会時、掲載をしないとして非公表とした者が、公表することとした場合は、前項に準じて事前に承諾を得るものとする。

(個人情報保護)

第12条 賛助会員に関する個人情報については、細心の注意を払い情報管理に努めなければならない。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年8月1日から適用する。



別紙2

(個人用)

賛助会員入会申込書

私は、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの事業趣旨に賛同し、個人賛助会員として入会申込みいたします。

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

理事長様

| | |
|--|---|
| 1 申込年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 住所 氏名 生年月日 | 〒 大正・昭和・平成・令和 年 月 日 |
| 3 電話番号等 | TEL () - FAX () - |
| 4 申込口数 | 口 (円) |
| 5 (公社)北海道 家庭生活総合カウ ンシングセンターホ ームページ等への 掲載承諾の是非等 | <input type="checkbox"/> 掲載公表を承諾する。 <input type="checkbox"/> 掲載公表を承諾しない。 掲載公表する場合の掲載事項 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 ※ <input type="checkbox"/> のいずれかにチェックを付して下さい。 |

注1 会費は、年額1口につき3,000円で、1口以上です。

注2 会費の納入方法につきましては、別途ご案内申し上げます。

注3 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターにおける個人情報の取り扱い～ご記入いただきました個人情報につきましては、ご記入の区分によって本センターのホームページ等に掲載し公表することといたしております。

本センターでは、法令等に定める場合を除き、事前に賛助会員の同意を得ることなく、個人情報を利用の目的以外の目的で利用、提供することはありません。

賛助会員退会届

このたび、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの賛助会員を退会いたします。

令和 年 月 日

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

理事長 様

住 所

(所在地)

賛助会員名

(企業・団体名又

個人名)

印

〈 賛助会員番号 第 号 〉